

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和7年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R7.10.1	介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯等について、人事院規則の一部改正の内容に準じ、所要の改正を行った。
	R8.4.1	出生サポート休暇に係る付与日数及び子の看護等休暇に係る取得事由を拡大するため、所要の改正を行った。
人事委員会規則13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	R7.10.1	部分休業をすることができる非常勤職員の要件について、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。